

## 第223回 独占禁止懇話会の議事概要の公表について

令和5年4月11日

公正取引委員会

公正取引委員会は、経済社会の変化に即応して競争政策を有効かつ適切に推進するため、広く各界の有識者と意見交換し、併せて競争政策の一層の理解を求めることを目的として、独占禁止懇話会を開催しています。

以下のとおり、第223回独占禁止懇話会を開催しました。会員から示された主な意見・質問の概要は別紙のとおりです。

1 日時 令和5年3月10日（金）10時00分～12時00分

2 場所 公正取引委員会 大会議室  
（一部の会員については、オンライン方式で参加）

### 3 議題

- モバイルOS等に関する実態調査報告書
- 携帯電話端末の廉価販売に関する緊急実態調査報告書
- フィンテックを活用したサービスに関するフォローアップ調査報告書
- 適正な価格転嫁の実現に向けた取組

### 4 議事概要

各議題について、事務総局から説明を行い、会員から、大要別紙のとおり、意見・質問が出された。

### 参考

独占禁止懇話会の最近の開催状況・配布資料等については下記から御覧ください。

[https://www.jftc.go.jp/soshiki/kyotsukoukai/kenkyukai/dk-kondan/kaisai\\_r2.html](https://www.jftc.go.jp/soshiki/kyotsukoukai/kenkyukai/dk-kondan/kaisai_r2.html)

問い合わせ先 公正取引委員会事務総局経済取引局総務課

電話 03-3581-5476（直通）

ホームページ <https://www.jftc.go.jp/>

(「○」は会員の発言、「→」は公正取引委員会の応答)

## 1 モバイル OS 等に関する実態調査報告書

- 今回の調査は、事業者や消費者に精細なアンケートを実施し、現場の声を拾っている点が大変高く評価できる。特に、行動経済学的な観点からは消費者の回答が大変興味深く、セキュリティやプライバシーに対して大変強い懸念をもちながらブラウザや検索エンジンについてはデフォルトを選択したいという、セキュリティの観点では二律背反的な選好傾向にあることが観察される。その点からは、今後は従来にないような、事前規制型の競争政策とプライバシー権を重視した消費者政策を融合させて一体として運用していく取組が重要になるのではないかと。先般、公正取引委員会が取りまとめた、消費者に対する優越的地位の濫用に対する考え方も、そのような取組の一つと考えられる。消費者が本当に合理的に個人情報について自己決定できるかは疑わしく思っており、仮にサービスの開始前に一括の同意を与えたからといって、それが免罪符的に消費者が満足していることの原因には思っていない。例えば、個人情報を独占的に保有する巨大プラットフォームがそのデータを適正に取り扱っていることを消費者等に対して説明する責任を負うことは、競争政策と消費者政策の融合のあるべき姿だと考えている。
- 御指摘のとおり、当委員会としても、例えば、デジタルプラットフォーム事業者による消費者データの不当取得や利用といったことについては、優越的地位の濫用の観点からガイドラインを示してきたところであり、引き続き、このような視点も重視しながら対応してまいりたい。
- 事業者や消費者に丁寧な調査を行っていることに加えて、国際的な意見交換を実施したとのことであり、評価できる。ただ、これを踏まえて公正取引委員会が今後どのように機能していくかを考えると、若干疑問を感じる点がある。国際的な意見交換というのは具体的にどのように行い、それが本報告書の取りまとめにどのように影響したのか。また、本報告書の周知を行っていく際に、グーグルやアップルには個別に説明して理解してもらうようにするのか。
- まず、国際的な意見交換について、イギリスやオーストラリアなどはモバイル・エコシステムの調査をしていたこともあり、お互いに知見を共有しながら調査を進めた。また、EUでは世界に先駆けてデジタル市場法ができ、イギリスやオーストラリアなども同様の規制を導入する方向で議論が進んでいるが、今後どのようにルール整備を進めようとしているのかといった点について意見交換して、この報告書をまとめたところである。さらに、先日、東京で開催された競争当局の国際会議（ICN）の場でも、米国、イギリス、EU等の競争当局とも議論を行ったところであり、今後もそのような連携を続けてまいりたい。
- また、本報告書の調査段階からグーグルやアップルとも密にコミュニケーションを取り、これらの事業者の意見も聞きながら実態の把握を進め、報告書の本体にはこれらの事業者の主張も丁寧に載せている。公表した報告書については、これらの事業者にも伝えているところである。

○ セキュリティと競争環境整備には相反する点があり、うまくバランスをとって適切かどうかを判断しないといけないところ、公正取引委員会として具体的にどのようにチェックしていくのか。例えば、アップルはデバイス、モバイル OS、アプリと一貫通貫に作っているためにセキュリティが高く、どこに問題性があるのかといった考え方かと思うが、どのように対応していくのか。

○ サイドローディングについては、モバイル OS の寡占状態を緩和させる方向に働き、競争上の効果は期待できると考えられる。他方、アプリの使用においてはセキュリティやプライバシー保護が重要であり、現在のグーグルやアップルの取組の結果としてアプリの信頼性が担保されているのも事実であると考えられる。この点、スマートフォンはパソコン以上に個人情報やプライバシーと紐づいたデバイスであり、サイドローディングを拡げていけば、現在のアプリストアと同レベルのセキュリティを担保するのが必須であると考えられる。

ただ、アプリストアの登録に当たって優越的地位の濫用があってはならず、厳正に調査・指導等を行っていただきたい。また、消費者のスイッチングの促進は大切であり、スマートフォンを変えた際にデータやアプリが使えなくなると消費者の困り込みにつながるため、そうした観点からのルール形成や監視も必要になってくると考えられる。

→ アップルに関しては、アップルが運営するアプリストア以外にアプリをダウンロードする流通経路がない状況で、どのように開放性を高めて競争を促していくか、今後、政府全体での検討が進められる中で、具体的にどのような手法が適切かという点について、セキュリティとのバランスにも配慮しながら検討が進められるものと承知している。公正取引委員会の報告書では、サイドローディングはアプリストア経由ではなくウェブから直接ダウンロードするものと定義付けているところ、相対的にセキュリティリスクが高くなる傾向にあると認識しており、当委員会としても必ずしもサイドローディングが必要とまで申し上げているわけではなく、セキュリティとのバランスにも配慮した代替的な流通経路の確保が必要であると考えている。例えば、セキュリティを確保できる別の事業者のアプリストアを通じてアプリをダウンロードすることが可能かどうかといった点なども踏まえながら、具体的な方策を検討していくことになるだろう。

○ デジタルプラットフォーム事業者に対しては欧米の競争当局も対応を強化しており、デジタルプラットフォーム事業者側も弁護士を雇って対応している。公正取引委員会でもデジタルアナリストを新設して頑張っていると思うが、まだまだ戦力としては足りていないと思われるため、今後も更に専門家を充実させるなど体制強化をしていただきたい。

→ 法律実務、デジタル技術、経済学等の専門家の力を得ながら、しっかり対応してまいりたい。

○ アプリの提供者がどんどん参入してくることや、それをグーグルやアップルが妨げないようにするということは非常に大事なことに思うが、一方で、OS 市場やアプリ流通サービス市場については、グーグルとアップルの寡占市場となっていて新たな参入は難しい状況である。

そのため、アンドロイド OS と iOS 間の競争がどの程度行われているかということが大事になってくると思うが、これを促進させるためにどのようなお考えをお持ちか伺いたい。

→ たしかに寡占的な状況にあり、また、それぞれの利用者がスイッチングすることもなかなかなく、硬直的な市場構造であると思われる。そのため、この市場においていわばレバレッジを利かせて独占禁止法上の問題が起きないかということも含めて、様々な観点から対応していきたいと考えている。

○ モバイル OS については米国の 2 社が大きな役割を果たしているということだと思うが、テクノロジーの議論がされる際には必ず経済安全保障の話題が出てくる。公正取引委員会として、競争政策以外に経済安全保障の観点はどうのように考えているのか。

→ 競争政策はそれだけで国の政策として遂行できるものではなく、他の領域の政策分野と調整しながら執行していくというのが当委員会の役割と認識している。経済安全保障についても、同じく適切に調整しながら進めてまいりたいと考えている。

## **2 携帯電話端末の廉価販売に関する緊急実態調査報告書**

○ これまでに、MNO による違約金の撤廃や SIM ロックの原則禁止といったことを通じて、消費者の選択肢が拡大してきたことは評価できる。しかし、本報告書にもあるように、市場シェアはほとんど変化していないが、この点について廉価販売以外にも様々な要因があるものと考えられる。例えば、MNO が光回線等とのセット割引を行っている場合は、MVNO に乗り換えても必ずしも価格の低下につながらないこともあり、また、MVNO では対面ではなくオンラインでしかサービスを行っておらず、トラブル処理に時間が掛かったり、データの移行や SIM カードの取替えなども技術的に誰でもできるものではないために乗換えにつながらないことがある。このため、現実にはめったに乗換えをしない消費者層と頻繁に乗換えを行う消費者層の二極化が進んでいるのではないかと考えており、前者に高価格を課して後者の獲得のための特典に充てるといったことが問題ではないかと考えられる。今回の調査のように、廉価販売について自制を促すことは非常に大事なことだと思う。ただし、廉価販売以外にも様々な要因があるので、これが直ちに消費者行動の変化につながって市場シェアが変化することにはつながらないのではないかと思う。

○ 廉価販売の条件が様々な条件との抱き合わせとなっていることが多いにもかかわらず、その条件の表示が小さくて分かりにくく消費者の誤認を誘発しており、高齢者のスマートフォンの利用が急速に拡大していることもあり、公正な表示と分かりやすい販売となるような取組を関係省庁で進めていただきたい。

また、MNO で端末を購入した後に他の MNO や MVNO と通信契約を結ぶことは問題とならないことになっているが、この点が消費者に十分伝わっていないのではないかとと思われる。この点も、総務省や消費者庁といった関係省庁と連携して情報発信や広報等を強化していただきたい。

→ 総務省にもその点は投げ掛けており、また、消費者庁でも分かりやすい表示を推進していると思うが、引き続き、関係省庁とも連携して対応してまいりたい。

### 3 フィンテックを活用したサービスに関するフォローアップ調査報告書

- このフォローアップ調査の結果については、消費者にとって非常に喜ばしいものであり、今後もいろいろと調査を進めていただきたい。
- 前回報告書で提言していた、それだけでは独占禁止法違反とまでいえないような問題について、フォローアップ調査では金融業界側が対応していたということが確認されたようだが、業界側が対応した前提条件として、どのようなことが考えられるか。
  - 金融業界は伝統的な業界だとは思いますが、他方で新しいサービスを提供する事業者と一緒にやっていくことが望ましいという発想になってきているのではないかと考えている。現在、銀行が置かれている状況は非常に厳しく、システム対応などに費用が掛かるが、できることはしっかりやっ払いこうという感覚を持っているのではないかと、今回の調査を通じて感じたところである。

### 4 適正な価格転嫁の実現に向けた取組

- 日本商工会議所でもパートナーシップ構築宣言の取組を進めており、現在、2万社近くが署名をして順調に機能しているものと考えられる。しかしながら、商工会議所の中には中小・零細企業も非常に多く、原材料やエネルギー価格の高騰や人件費の上昇といったコストをきちんと転嫁できていないのが実情である。日本商工会議所で2022年度に賃上げを行った企業に確認したところ、7割以上の企業は業績の改善はみられないものの物価上昇に対応して賃上げを行ったと回答し、また、9割以上の企業はコスト増加分の価格転嫁が完全には進んでいないと回答している。それにもかかわらず、発注者の立場からはおおむね転嫁を受け入れていると認識しているということが報告書にも記載されており、このギャップが非常に問題に感じる。また、BtoCの事業の場合、非常に複雑な多重構造の流通過程を経ているため、価格を上げるための障壁も多くなっている状況にある。そのため、公正取引委員会には、日本の流通の多重構造についてもメスを入れていただきたいと思っている。
- 発注者と受注者の認識のギャップについては当委員会としても大きな問題だと認識しており、ギャップを埋めるためにも発注者側への周知徹底を図ってまいりたい。また、流通の多重構造についても当委員会として問題意識を持っている点であり、ソフトウェア業の下請取引等に関する実態調査報告書でも指摘したところであるが、ソフトウェア業に限らず今後とも実態把握に努めてまいりたい。
- 昨今の原材料価格、エネルギー価格の高騰や賃上げの必要性の高まりを踏まえると、価格転嫁の円滑化は喫緊の課題であり、政府一丸となって様々な施策を展開しているのは時宜に

かなっていて大変有意義なものと考えている。日本経済団体連合会でもパートナーシップ構築宣言の取組を推進してきており、会員 1500 社のうち既に 510 社超が宣言を公表していて、今後も更に取り組を加速させていきたいと考えている。その上で、価格転嫁に消極的な事業者にも取組を促す必要があるところ、そのためには事業者にとって透明性と納得性のあるものにする必要があると考えている。独占禁止法第 43 条に基づく事業者名の公表については、非常に大きなインパクトを与えるものの、法律違反の認定や法律違反のおそれの認定もないとのことであり、競争法の解釈と執行を司る行政官庁として、適切適正かつ透明性を持った運用をしていただきたく思う。また、公表された 13 社は一部の業界に偏っているようにも感じ、単に個別の事業者に着目するだけでなく、業界全体の構造や官公庁が需要者である場合の価格転嫁の在り方にも着目し、抜本的な解決策を模索するといった取組も有用ではないか。

→ 価格転嫁については政府全体で取組を行うことが必要と考えており、当委員会だけでなく中小企業庁やその他の省庁も巻き込んでどのように知恵を出すべきかなどを考えてまいりたい。また、去年の個別企業名の公表については、本当に必要なものであるかという精査を行い、必要な手続を踏んだものであり、今後も同様に公表が必要という際にはしっかり精査をした上で行うこととしたい。

以上

(文責：公正取引委員会事務総局)